



環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成18年3月7日

川崎市環境影響評価に関する条例第49条に基づき「川崎発電所リプレース計画」に係る法対象条例環境影響評価方法書の縦覧を次のとおり行います。

法対象事業の基本的事項	法対象事業者	東日本旅客鉄道株式会社 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号 代表取締役社長 大塚 陸毅
	法対象事業者の名称	川崎発電所リプレース計画
	法対象事業の種類	電気工作物の新設
	法対象事業を実施する区域	川崎市川崎区扇町8番3号 川崎発電所構内 (区域面積：約65,000㎡)
	法対象事業の目的	安定した鉄道輸送の確保と今後の鉄道輸送サービスの向上のため
	法対象事業の内容	老朽化した発電所のリプレース 発電所の出力 新4号機：20万kW級、新1号機：20万kW級、 5号機：20万kW級
	法対象事業の施行期間	着手予定：平成21年2月頃 完了予定：平成30年6月頃
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成18年3月7日(火)から 平成18年4月20日(木)まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間：午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	川崎区役所、川崎区役所田島支所及び本庁(環境局環境評価室)
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none">縦覧の法対象条例方法書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。提出された意見書は個人情報等を伏せてその写しを法対象事業者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成18年4月20日 (郵送の場合は、平成18年4月20日消印有効) 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：200-2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm